

令和3年度 第2回 瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和3年10月20日（水）午前9時から

場所：庁舎2階 2－1、－2

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 題

（1）瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について

（2）いじめ防止対策等について

（3）通学路等における合同点検の実施結果について

（4）その他

4 閉 会

【資料等】

令和3年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次

資料1 瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について

（付属資料：瑞穂町コミュニティバス路線案内・時刻表 令和3年10月1日版）

資料2 いじめ防止対策等について

資料3 令和3年度通学路等における合同点検実施報告書（36箇所）

令和3年度 第2回 総合教育会議 席次

庁舎2階 会議室 2 - 1、- 2

窓

窓

鳥海 俊身 教育長

杉浦 裕之 町長

関谷 忠
教育長
職務代理者

栗原 裕之
副町長

滝澤 福一
教育委員

大井 克己
企画部長

村上 豊子
教育委員

小峰 芳行
教育部長

中野 裕司
教育委員

小熊 克也
教育指導課長
(説明補助員)

事務局
庶務係主任
栗原 崇行

事務局
庶務係長
鳥海 仁

事務局
学校教育課長
大澤 達哉

傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

出入口

出入口

窓

窓

窓

壁

壁

壁

瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について

1 経過

町では高齢者や障がいのある方などの移動手段として、平成21年度から防衛省の再編交付金を原資とした基金により福祉バスを運行してきましたが、令和2年度で基金がなくなりました。この間も、瑞穂町公共交通に関する意向調査や長期総合計画での住民意識調査で、「誰でも乗れるバス」を求める声が多く、また、3,343筆の「誰でも乗れる町民バスを求める署名」が町長に提出されるなど、住民の誰でも乗れるバスへのニーズが高まってきました。

これらのことから、多くの方の要望に応えるため、新たな公共交通のあり方について検討を開始しました。町内の公共交通環境と住民の皆さんの移動の需要に合った、長く愛される輸送のサービスの確保、より利用しやすくするために必要となる事項を協議するため、令和2年1月に公募委員や外部専門家を交えた瑞穂町地域公共交通会議を設置しました。

この地域公共交通会議で、誰もが利用できる新たな公共交通の導入、箱根ヶ崎駅や主要な生活道路を結ぶ公共交通ネットワークの構築を目的に協議を重ねた結果、令和3年10月1日から5コースでコミュニティバスを実証実験運行することとしました。

平成22年 3月 福祉バス運行開始

平成30年12月 瑞穂町公共交通に関する意向調査報告書完成

令和 元年11月 「誰でも乗れる町民バスを求める署名」3,343筆 受理
(誰でも乗れる町民バスの実現を目指す会)

令和 2年 1月 第1回瑞穂町地域公共交通会議

令和 2年 6月 第2回瑞穂町地域公共交通会議

令和 2年 7月 瑞穂町地域公共交通意見交換会

(元狭山コミュニティセンター・長岡コミュニティセンター・瑞穂町役場)

令和 2年 8月 第3回瑞穂町地域公共交通会議

令和 3年 2月 第4回瑞穂町地域公共交通会議

令和 3年 6月 第5回瑞穂町地域公共交通会議

令和 3年 7月 立川バス株式会社と運行協定を締結

令和 3年 9月 国土交通省認可取得

令和 3年 9月 福祉バス終了

令和 3年10月 コミュニティバス実証実験運行開始

2 運行内容

別添「瑞穂町コミュニティバス路線案内・時刻表（令和3年10月1日版）」

コミュニティバス仕様



小型バス	全長	6,290 mm	全幅	2,072 mm
	高さ	3,100 mm	乗車口幅	340 mm
定員	29人（座席 10、立席 18、乗務員 1）			

新型車内



中型バス	全長	8,990 mm	全幅	2,300 mm
	高さ	2,980 mm	乗車口幅	1,150 mm
定員	56人（座席 25、立席 30、乗務員 1）			

いじめ防止対策等について

1 いじめ防止基本方針策定等までの経緯

平成23年10月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺
 平成24年 7月 文部科学大臣の談話
 「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
 平成25年 2月 第2次安倍内閣
 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第1次提言）」
 「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



平成25年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」6月公布、9月施行
 「いじめの防止等のための基本的な方針」
 10月策定



平成26年 6月 東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後
 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」
 「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7月初旬、公布・施行）



各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）
 「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）
 「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

2 瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

平成24年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

平成26年度

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ▷ 「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ▷ 教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ▷ 児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ▷ 教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ▷ 「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

平成29年度

平成26年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正

〈改正内容〉

1 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

- ▷ 年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。（教員研修の回数を設定）
- ▷ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。（努力義務の明文化）
- ▷ 学校評価等を活用し、いじめ防止に対する取組を確認する。（学校独自の調査結果や学校評価の一項目に加える。）

（2）早期発見

- ▷ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。（各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図る）

- ▷ 児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。（教員による監視項目を追加）
- （３）いじめへの対応
 - ▷ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から３か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。（国のいじめの解消の定義との整合）
- （４）重大事態の対処
 - ▷ 重大事態が発生した場合には、疑いも含めて学校は速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。
 - － 重大事態の例示 －
 - 児童・生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等の重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（年間３０日を目安とする）欠席した場合

（町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化）

２ 教育委員会の取組

- （１）重大事態発生時の対応
 - ▷ 学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。同時に、調査した結果は教育委員会から町長に報告する。（保護者等への情報提供と町長への報告を明文化）
 - ▷ 町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。（町長による再調査を行うことができる規定を追加）

平成３０年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例の公布・施行（平成３１年３月８日）

- ▷ 「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、実際に重大事態が発生した時に備えて、いじめ問題調査委員会に第三者委員会を設置した場合の、所管事項、組織、委員報酬等について定める。
- ▷ 組織
 - 学識経験者２名以内

- 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者4名以内
- 関係行政機関の職員2名以内

令和元年度～令和2年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者2名、小児科医師1名、臨床心理士1名、主任児童委員1名の計5名を委嘱。

任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

令和3年度～令和4年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者2名、小児科医師1名、臨床心理士1名、主任児童委員1、弁護士1名の計6名を委嘱。

任期 学識経験者、小児科医師、主任児童委員

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

臨床心理士、弁護士 令和3年9月22日から令和5年3月31日まで

3 いじめ認知件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
小学校	21	33	135	63
中学校	12	34	25	18

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

令和2年度におけるいじめの認知件数は、令和元年度と比較すると小中学校共に減少しました。

教育委員会としては増加が悪化、減少が良好と単純に捉えていません。いじめがゼロになったわけではありません。いじめはいつでもどこでも発生することを前提に、継続的・計画的な取組且つ発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。

いじめの未然防止も含め開発的、予防的及び問題解決的アプローチを学校は続けており、教育委員会はそれを把握した上で指導・支援をしています。

令和３年度通学路等における合同点検実施報告書（３６箇所）

１ 実施内容

学校保護者等から要望された箇所を中心に点検を実施。

２ 実施機関

学校・ＰＴＡ・福生警察署・庁内部署（建設課・地域課・子育て応援課）事務局（学校教育課）

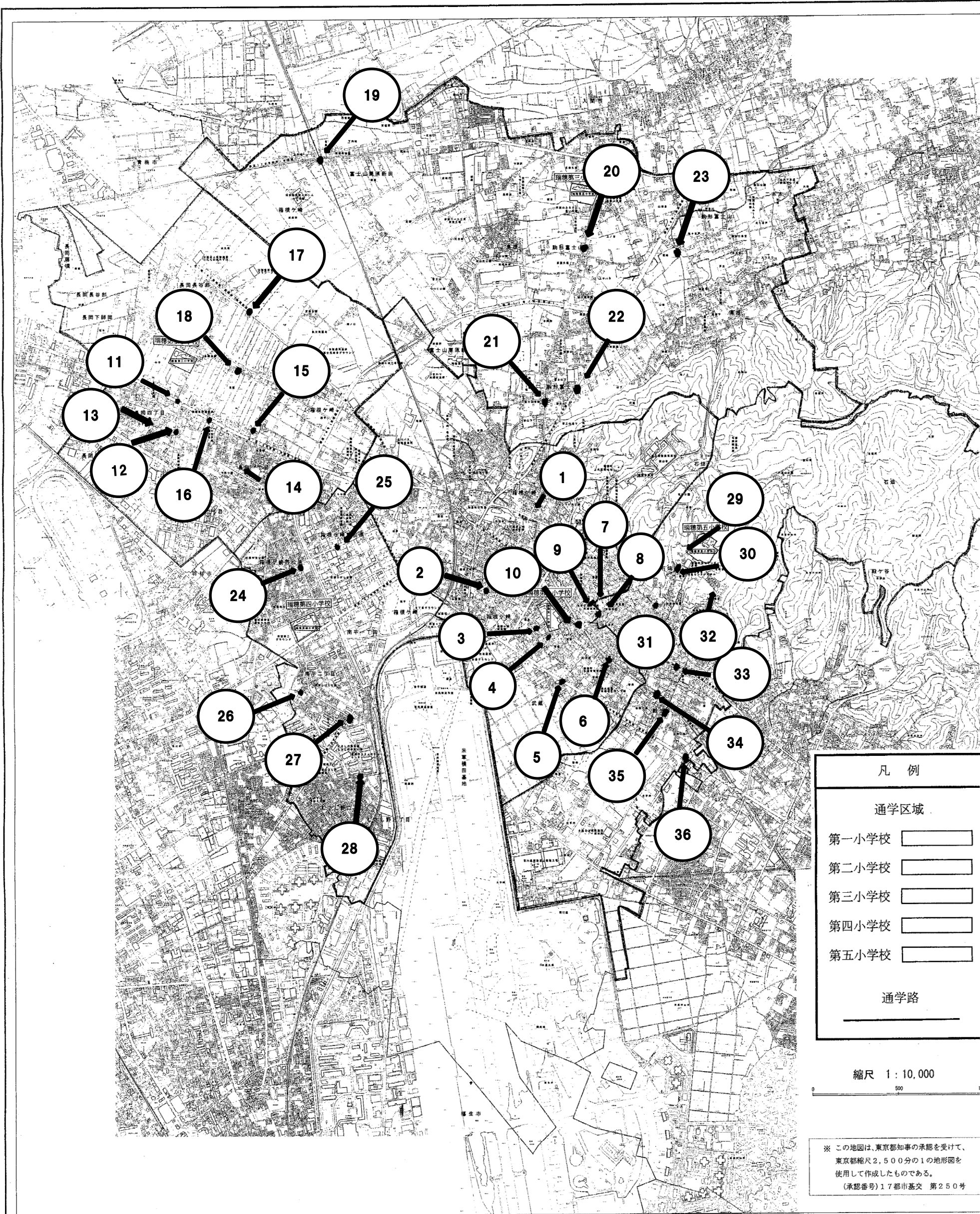
３ 実施時期 令和3年9月22日～9月27日（一小：9/22、二小：9/27、三小：9/27、四小：9/24、五小：9/22）

学区	図面 番号	場所	学校からの意見等	確認した状況	想定される主な対策	対策担当
一 小	1	瑞穂町箱根ヶ崎84番地先：酪農協同組合からひじり保育園まで	街灯はあるが暗い。	歩道無し。人通りは少ない。	道路照明設置を検討。	建設課
	2	瑞穂町箱根ヶ崎192番地先：一小入口信号から箱根ヶ崎駐在所まで	スクールゾーン内の路面標示が見づらい。	路面標示が消えている箇所あり。	路面標示の引き直しを実施予定。	建設課
	3	瑞穂町箱根ヶ崎2247番地先：一小入口信号から校庭東側まで	スクールゾーン内の路面標示が見づらい。			
	4	瑞穂町石畑12番地：一小東側交差点	交通量が多く、一時停止を無視する車が多い。	交通量が多い。	福生警察署による取締り強化を実施予定。	福生警察署
	5	瑞穂町武蔵193番地：新青梅街道	交通量が多く、児童が道路を横断する際危険を伴う。	交通量が多く、児童が道路を横断する際危険。	注意喚起看板を設置予定。横断旗を設置予定。	地域課 学校・ＰＴＡ
	6	瑞穂町石畑196番地：残堀川二本榎橋付近	橋の欄干に死角有。	低木が欄干の高さを超えていて、人や自転車が見えにくい。	低木の伐採を実施予定。	建設課
	7	瑞穂町石畑1834番地：石畑保育園南東交差点	交通量が多く、スピードを出す車もいるため危険である。	交通量が多く、児童が道路を横断する際危険。	道路照明設置を検討。 注意喚起看板の設置を検討。	建設課 地域課
	8	瑞穂町石畑1837番地：あすなろ児童館駐車場付近	交通量が多く、スピードを出す車もいるため危険である。			
	9	瑞穂町石畑1848番地：御岳神社付近	公的な場所であり、だれでも利用できるが、特に冬季は暗い。	駐車場は人気が無く暗い。		
	10	瑞穂町石畑7番地：青梅街道	路面標示が見づらい。	交差点内の白線が消えている。	交差点内のため白線設置はしない。	
二 小	11	瑞穂町長岡4丁目1番地先：青梅街道	交通量が多く、信号待ちをする児童が道路にはみ出してしまいそうになる。	交通量が多く、児童が道路を横断する際危険。	児童への安全教育を実施予定。	学校・ＰＴＡ
	12	瑞穂町長岡4丁目9番地先：長岡バス停付近	交通事故発生個所（バスの裏からの飛び出しによる）	横断歩道無し。	横断歩道設置を検討。 同時に歩道切り下げ工事を施工予定。	福生警察署 建設課
	13	瑞穂町長岡4丁目24番地：かすが公園	不審者情報あり。	防犯カメラ有。	防犯カメラの増設又はダミーの設置を検討。	建設課
	14	瑞穂町長岡1丁目40番地：下野公園・下野緑地	不審者情報あり。草木が茂っていて見通しが悪い。	防犯カメラ有。	防犯カメラのダミー設置済。低木伐採済み。 関係機関で現状を確認し、対策済みとして了承。	
	15	瑞穂町長岡長谷部181番地先：長岡駐在所付近	道幅が狭く、スピードを出す車が多い。	路面標示が消えている箇所あり。	路面標示の引き直しを検討。	建設課
	16	瑞穂町長岡1丁目8番地：青梅街道	交通量が多く、児童が横断する際危険。	交通量が多く、児童が横断する際危険。	ボランティア等による見守り強化を検討。	学校・ＰＴＡ
	17	瑞穂町長岡長谷部141番地先：岩蔵街道	歩道が狭く、ガードレールも無いため児童が道路にはみ出しそうになる。	ガードレール無し。歩道が狭い。	歩道の対策を検討。	西多摩建設事務所
	18	瑞穂町長岡長谷部145番地先：長岡中通り	ガードレールが無く、スピードを出している車が多く危険である。	ガードレール無し。スピードを出している車が多い。	路面標示の引き直しを検討。樹木の剪定を地権者へ依頼する。	建設課

三小	19	瑞穂町富士山栗原新田38番地先：八高線高架下付近	交通量が多く、高架下の歩道が狭く危険。	交通量が多く、高架下の歩道が狭く通学時が危険。	対策を検討中。	
	20	瑞穂町駒形富士山424番地先：日光街道	交通量が多く、横断歩道が無いため近隣住民が道路横断しにくい。	横断歩道の間隔が離れている。	具体的な設置個所について、学校・PTA等で案をまとめる。その後関係機関等で検証する。	学校・PTA
	21	瑞穂町駒形富士山271番地先：富士山会館交差点付近	交通量が多く、歩道が狭いため児童がはみ出しそうになる。	歩道が狭く、樹木が歩道まで伸びている。	樹木の剪定を地権者へ依頼する。	建設課
	22	瑞穂町駒形富士山188番地先：駒形富士山交差点付近	交通量が多く、停止位置が後方のため左折をする車がスピードを出し横断する児童が危険である。	交通量が多く、左折車が歩行者に気づかない事もあり危険。	歩車分離の信号機設置について検討していく。	福生警察署
	23	瑞穂町二本木779番地先：学校通り	交通量が多く、道路が狭いため車の交差が危険。	交通量が多く、道路が狭い。	ポストコーンも増設され一定の効果が出ていると考えられるため、関係機関で対策済みとして了承。	
四小	24	瑞穂町箱根ヶ崎西松原49番地先：松原中央公園入口交差点付近	交通量が多く、信号待ちの車が溜まってしまう。又一時停止を無視する車が多く危険。	交通量が多く、信号待ちの車が溜まっている。又一時停止を無視する車有り。	横断歩道の白線引き直しを実施予定。注意喚起看板を設置予定。	福生警察署 地域課
	25	瑞穂町箱根ヶ崎東松原8番地先：松原中央公園入口交差点から新青梅街道へ向かう道	交通量が多く、歩道が狭いため児童が歩道からはみ出しそうになる。	歩道が狭く、樹木が歩道まで伸びている。	樹木の剪定を地権者へ依頼する。道路標示の引き直し実施予定。	建設課
	26	瑞穂町南平2丁目8番地先：交差点	坂道のため、スピードを出す車が多く死角があって見えない場所がある。	坂道のため、スピードを出す車が多い。死角があって見えない場所がある。	路面標示方法を検討。	建設課
	27	瑞穂町南平2丁目50番地先：都道166号線	スピードを出す車が多く、又一時停止を無視する車が多く危険。	スピードを出す車が多い。又一時停止を無視する車が多い。	注意喚起看板設置を検討。	地域課
	28	瑞穂町むさし野1丁目5番地：都営住宅	交通量が多く、横断歩道が無く危険。	横断歩道無し。	横断歩道設置予定。	福生警察署
五小	29	瑞穂町石畑2175番地先：第五小学校から石畑集会所まで	抜け道となっているため、スピードを出す車が多い。	スピードを出す車が多い。	スピード抑制のための交通安全施設の設置を検討。	建設課
	30	瑞穂町石畑2193番地：心身障害者（児）福祉センターあゆみ南側付近	防犯カメラの死角になっているところがあるのでは。	防犯カメラ有。	点検時影響ない事を確認。	
	31	瑞穂町石畑1710番地先：石畑集会所付近	抜け道となっており、道幅が狭くスピードを出す車が多い。	道幅が狭くスピードを出す車が多い。	通学路の変更を検討し、同時に道路標示設置を検討。	学校・PTA 建設課 福生警察署
	32	瑞穂町殿ヶ谷1152番地先：くぬぎ公園先	昼間も人気が無く、夜は暗い。	人気が無い。	青パトによる巡回を実施。	地域課
	33	瑞穂町殿ヶ谷874番地先：青梅街道	交通量が多く、信号の時間が短いため、児童の横断が危険である。	交通量が多く、信号(押しボタン式)の時間が短い。	各信号機の間隔を調査し、時間の変更を検討。	福生警察署
	34	瑞穂町石畑1653番地先：青梅街道から新青梅街道まで	抜け道となっており、道幅が狭くスピードを出す車が多い。歩道及びガードレールも無く危険である。	ガードレールなし。道幅が狭い。	外側線の引き直しを検討。	建設課
	35	瑞穂町殿ヶ谷824番地先：新青梅街道	交通量が多く、信号の間隔が短いため右折車が溜まってしまい、児童の横断が危険である。	交通量が多く、信号の間隔が短いため右折車が溜まってしまう。	全路線に影響するため、対策は困難。	
	36	瑞穂町殿ヶ谷906番地先：青梅街道から新青梅街道まで	抜け道となっており、道幅が狭くスピードを出す車が多い。歩道及びガードレールも無く危険である。	道幅が狭くスピードを出す車が多い。歩道及びガードレール無し。	道路標示の引き直し実施予定。	建設課

令和3年度通学路等における合同点検箇所（36箇所）

瑞穂町全図



第一小学校



1



1 道路照明設置検討箇所



2～3 路面標示検討箇所



2～3 路面標示検討箇所



4



4

第一小学校



4



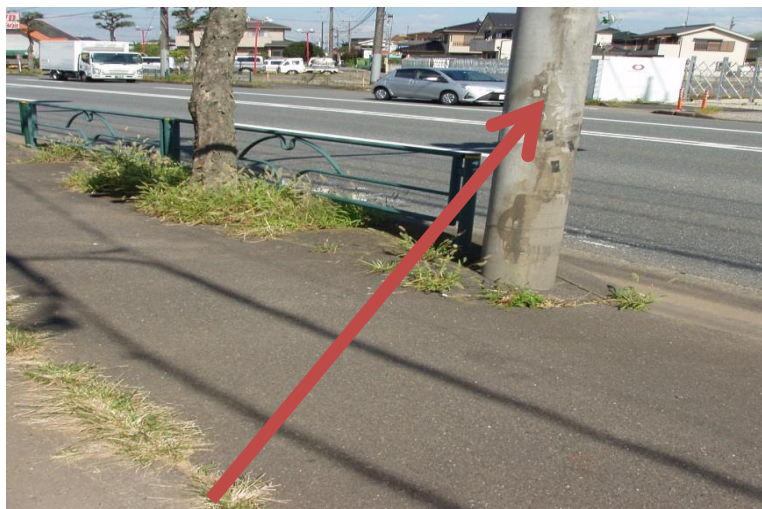
5



4



5



4 横断旗設置予定箇所



5

第一小学校



6 木剪定予定箇所



7～9 道路照明設置予定箇所



7～9



10



10

第二小学校



1 1



1 1



1 1



1 2



1 2 横断歩道設置予定箇所



1 2

第二小学校



1 3



1 3



1 5 路面標示検討箇所



1 5



1 6



1 6

第二小学校



1 8



1 8



1 8

第三小学校



1 9



1 9



2 1



2 1



2 2



2 2

第三小学校



2 0



2 0

第四小学校



2 4



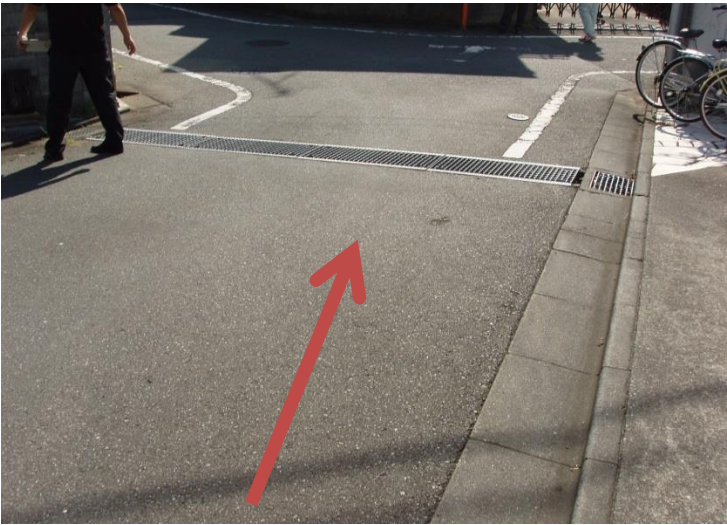
2 4



2 5



2 6



2 6 路面標示引き直し検討箇所



2 6

第四小学校



2 7



2 7



2 7



2 7



2 8 横断歩道設置予定箇所

第五小学校



2 9



3 0



3 0



3 2



3 1



3 1

第五小学校



3 1



3 1



3 1 通学路変更箇所



3 3



3 3



3 4

第五小学校



3 4



3 4



3 4



3 4



3 4



3 4

第五小学校



35～36



35～36



35～36



35～36



35～36